

建設工事及び建設コンサルタント等の業務委託に係る 契約保証金の取扱いについて

建設工事及び建設コンサルタント業務に係る契約を締結するときに納付していただく契約保証金の取扱いについては、下記のとおりです。

1 契約保証金の納付について

地方自治法施行令第 167 条の 16 及び伊那市財務規則第 123 条において、契約を締結する際には、契約を締結する者に契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納めていただくものと規定されており、原則として入札参加者に金銭的保証を求めるとしてあります。

1) 契約保証金の納付（現金納付）

- ① 市が発行する納付書により、金融機関に現金で納付してください。
- ② 納付後、契約書とともに納付書の写しを市へ提出してください。
(工事又は業務合格後、「契約保証金還付申請書」を提出してください。後日、口座返還します。)

2) 銀行等の金融機関の保証

- ① 銀行等の金融機関に契約保証金額に対する保証書を発行してもらいます。
- ② 保証書（正本）を契約書とともに市へ提出してください。

3) 保証事業会社（東日本建設業保証(株)等）の保証

- ① 保証事業会社に、契約保証金額に対する保証書を発行してもらいます。
- ② 保証書（正本）1 部を契約書とともに市へ提出してください。

4) 損害保険会社との履行保証契約の締結又は公共工事履行保証証券による保証

ア 履行保証保険契約

- ① 損害保険会社と、市を被保険者とする履行保証保険契約を締結してください。
- ② 保険証券（正本）を、契約書とともに市へ提出してください。

イ 公共工事履行保証証券（履行ボンド）

- ① 損害保険会社と、保証委託契約を締結してください。
- ② 市を債権者とする公共工事履行保証証券（正本）を契約書とともに市へ提出してください。

2 当初契約時の契約保証金の納付免除等について

契約保証金の全部又は一部を免除することができます。

1) 契約金額が 100 万円未満

免除できます。(契約者が契約を確実に履行するものと市長が認めるとき。)

2) 契約金額が 100 万円以上 500 万円未満

免除できます。(条件付きで、契約者が契約を確実に履行するものと市長が認め

るとき。) (免除の条件は「3 契約保証金免除に係る契約履行実績について」を参照してください。)

3 契約保証金免除に係る契約履行実績について「契約保証金免除申請書」

契約金額が 100 万円以上 500 万円未満の工事及び契約金額が 100 万円以上の建設コンサルタント等の業務については、以下の条件を満たす場合は契約保証金の免除をすることができます。ただし、契約を履行しないときは、納付を免除した金額に相当する金額を徴収することになります。また、契約保証金の免除は、例外的な措置であることから、一旦納付された契約保証金を返還したうえで、改めて免除することはできません。

免除を希望する場合は「契約保証金免除申請書」を提出してください。

伊那市財務規則第 123 条第 3 項第 3 号

「契約者が過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を 2 回にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められるとき。」

過去 2 年間とは

契約締結日を基準とし、過去 2 年間以内に契約終了日が含まれていること。

国又は地方公共団体とは

国、県、地方公共団体、地方公共団体の公社・公団

(独立行政法人及び地方独立行政法人は含まれません。)

種類とは

種類は 4 種類とし、契約する案件と同一種類の契約とします。

建設工事 (工種・業種を問いません。)

建築工事 (構造・業種を問いません。)

森林整備

建設コンサルタント等の業務 (測量、調査、設計及び工事監理等)

規模とは

契約金額の 70%以上の額とします。

誠実に履行した実績とは

伊那市との契約実績の場合は、添付書類は不要です。

伊那市以外との実績については、コリンズ (工事实績情報システム) 又はテクリス (業務実績情報システム) の竣工 (完了) 登録データ等の写しを添付し、市へ提出してください。

4 変更契約時の契約保証金の納付等について

1) 契約金額の増額

*財務規則第 123 条第 3 項第 1 号及び第 2 号による免除 (損害保険会社との履行保証保険契約の締結又は公共工事履行保証証券 (履行ボンド) による保証を締結している場合。)

⇒ 履行保証保険契約又は公共工事履行保証契約を変更契約後の契約金総額の

100 分の 10 になるよう保証契約を変更し、変更後の保険証書又は履行保証証券を市へ提出してください。

*財務規則 123 条第 3 項第 3 号による免除（過去の実績により免除されている場合。）

⇒ 変更後の契約金総額の 100 分の 10 以上の額を納付してください。ただし、「5 増額変更契約時の契約保証金免除の取扱いについて」に該当する場合は、条件付きで免除することができます。

*契約保証金の納付がある場合（現金納付、銀行等の金融機関の保証の場合）

⇒ 増額分に対する契約保証金を追納してください。（増額金額の 100 分の 10 以上）ただし、「5 増額変更契約時の契約保証金免除の取扱いについて」に該当する場合は、条件付きで免除することができます。

2) 契約金額の減額

契約保証金の納付がある場合、保証金に変更後の請負代金額の 100 分の 10 に達するまで保証金額の減額を請求することができます。

3) 履行期間の延長

当初契約時に金融機関や損害保険会社の履行保証保険等を提出されている場合は、保証期間を延長し変更の手続きを行い市へ提出してください。

※ 当初契約時に保証事業会社（東日本建設業保証株式会社）の保証証書を提出している場合は、期限が自動的に変更されることから期間変更の手続きは不要です。

4) 契約金額の増額及び履行期間の延長

当初契約時において金融機関や保証事業会社、損害保険会社の保証書等を提出されている場合で、契約金額の増額と履行期間の延長を同時に行う場合は、上記の「履行期間の延長」に係わず、保証金額の増額と保証期間の延長の手続きを行い市へ提出してください。

5 増額変更契約時の契約保証金免除の取扱いについて

以下に該当するときは、変更後の請負金額の増額分が変更後の請負金額の増額分に対応する契約保証金の納付を免除することができます。

* 増額変更後の契約金額総額が 500 万円未満

- ① 前記「3 契約保証金免除に係る契約履行実績について」により、増額変更後の契約金総額に対して実績を有すること。
- ② 当該契約を確実に履行すると認められるとき。

* 増額変更後の契約金額の総額が 500 万円以上

- ① 前記「3 契約保証金免除に係る契約履行実績について」により、増額変更後の契約金総額に対して実績を有すること。
- ② 当該契約を確実に履行すると認められるとき。
- ③ 変更による総額分（複数回変更の場合は、変更による増額の累計額。）が、当初契約金額の 10 分の 3 以下であること。